

令和3年長審第2号

裁 決

旅客船A灯浮標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年7月1日09時30分僅か過ぎ
熊本港

2 船舶の要目

船種 船名 旅客船A

総トン数 1,674トン

全 長 72.09メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 6,000キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備

Aは、平成9年11月に進水し、熊本港と長崎県島原港を結ぶ定期航路に就航する2機2軸の固定ピッチプロペラを装備した軽合金製双胴船型高速旅客船兼自動車航送船で、船体中央部に操舵室を配し、同室前部には、中央に舵輪及び2号レーダー、左舷側に機関監視盤及び機関遠隔操縦装置、右舷側に1号レーダー及びGPSプロッターがそれぞれ組み込まれたコンソールパネルを装備し、両舷ウイングに舵及びバウスラストの遠隔操縦スタンドを備え、舵輪後方に操縦席を、機関遠隔操縦装置後方及び1号レーダー後方にそれぞれ椅子を設けていた。

(2) 熊本港

熊本港は、島原湾東奥に位置する人工島を含む港で、同島の南側岸壁の南方に南防波堤が築造され、入り口を2つの灯浮標で表示された西方から港内に至る幅約200メートルの水路があり、南北両側にはそれぞれ潜堤が築造され、その位置が黄色光を発する複数の簡易標識灯で表示されているほか、水路の南側境界線には赤色光を発する、北側境界線には緑色光を発する複数の熊本県所管の灯浮標がそれぞれ設置されていて、同灯浮標には南又は北及び1ないし21の番号がそれぞれ付されていた。

(3) a 受審人の経歴

(省略)

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか7人が乗り組み、旅客19人を乗せ、車両12台及び単車1台を積載し、船首1.62メートル船尾1.82メートルの喫水をもって、令和2年7月1日09時25分熊本港を発し、

島原港に向かった。

a 受審人は、機関長を機関遠隔操縦装置後方の椅子で機関操作に就かせ、自らは右舷ウイングの遠隔操縦スタンドで操船に当たって離岸を終えた後、操縦席に腰を掛け、手動操舵によって徐々に増速しながら水路を西行した。

a 受審人は、風力6の南西風が吹く状況下、1号レーダーをノースアップ表示の1海里レンジで、GPSプロッターをノースアップ表示の0.3海里レンジでそれぞれ作動させて西行中、船首方に反航船を認めたことから、同船と左舷を対して航過するため、水路の右側に沿って航行した。

a 受審人は、反航船が航過した後、GPSプロッターを拡大表示にすることとし、09時29分半僅か過ぎ熊本市所在の四等三角点船場（以下「船場三角点」という。）から279.5度（真方位、以下同じ。）1.73海里の地点に達し、船首を水路中央の267度に向け、18.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）となったとき、水路をこれに沿って航行していたが、速力が増しているため、風下に圧流されることはないものと思ひ、舵中央として操縦席を離れ、針路の保持を十分に行うことなく、右舷側の椅子に移って同舷側を向き、GPSプロッターのレンジ操作を始めた。

こうして、a 受審人は、南西風に圧流されながら熊本県所管の北15灯浮標（以下「北15灯浮標」という。）に向かって進行し、09時30分僅か過ぎ船場三角点から278.5度1.92海里の地点において、Aは、船首が272度を向き、18.8ノットの速力となったとき、その左舷船首が北15灯浮標に衝突した。

当時、天候は晴れで風力6の南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは、左舷船首外板に擦過傷を生じ、北15灯浮標は、上部構造物が大破したものの、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件灯浮標衝突は、熊本港において、風力6の南西風が吹く状況下、同港の水路に沿って航行する際、針路の保持が不十分で、圧流されながら北15灯浮標に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、熊本港において、風力6の南西風が吹く状況下、同港の水路に沿って航行する場合、圧流されながら北15灯浮標に向かうことのないよう、針路の保持を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、速力が増しているため、風下に圧流されることはないものと思い、舵中央として操縦席を離れ、針路の保持を十分に行わなかった職務上の過失により、北15灯浮標に向かって進行して衝突を招き、船体及び同灯浮標それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年10月13日

長崎地方海難審判所

審判官 植 松 正